

条例第1号

宇和島市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市事務分掌条例の一部を改正する条例

宇和島市事務分掌条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部及び局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部～保健福祉部 (略)</p> <p>産業経済部</p> <p>(1) 商工業に関する事。</p> <p>(2) 労政及び消費生活に関する事。</p> <p>(3) 観光に関する事。</p> <p>(4) 農林業に関する事。</p> <p><u>(5) 国土調査に関する事。</u></p> <p><u>(6) 水産業及び漁港に関する事。</u></p> <p><u>(7) 中山間対策に関する事。</u></p> <p><u>(8) その他産業経済に関する事。</u></p> <p>建設部</p> <p>(1) 道路、橋りょう及び河川に関する事。</p> <p>(2) 港湾に関する事。</p> <p><u>(3) 都市計画に関する事。</u></p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部及び局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部～保健福祉部 (略)</p> <p>産業経済部</p> <p>(1) 商工業に関する事。</p> <p>(2) 労政及び消費生活に関する事。</p> <p>(3) 観光に関する事。</p> <p>(4) 農林業に関する事。</p> <p><u>(5) 水産業及び漁港に関する事。</u></p> <p><u>(6) 中山間対策に関する事。</u></p> <p><u>(7) その他産業経済に関する事。</u></p> <p>建設部</p> <p>(1) 道路、橋りょう及び河川に関する事。</p> <p>(2) 港湾に関する事。</p> <p><u>(3) 国土調査に関する事。</u></p> <p><u>(4) 都市計画に関する事。</u></p> |

(4) 都市公園及び公園緑地に関する事。

(5) 建築に関する事。

(6) 市営住宅に関する事。

(7) その他建設に関する事。

上下水道局 (略)

(5) 都市公園及び公園緑地に関する事。

(6) 建築に関する事。

(7) 市営住宅に関する事。

(8) その他建設に関する事。

上下水道局 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。